

# 第78回

## 滋賀県国土利用計画審議会

### 議事録

令和6年（2024年）1月30日（火）

15時～17時

滋賀県大津合同庁舎7階 7-A 審議会室

オンライン（Zoom）併用

## 第78回滋賀県国土利用計画審議審議会事録

日 時

令和6年(2024年)1月30日(火)15時~17時

場 所

滋賀県大津市松本1丁目2-1 滋賀県大津合同庁舎7階 7-A 審議会室  
オンライン(Zoom)併用

出席委員(五十音順、敬称略)

有村 国知	滋賀県町村会 理事 (愛荘町長)	地方行政
石河 康久	滋賀県商工会連合会 専務理事	商工業
大橋 潔	公募委員	公募委員
金子 あき子	龍谷大学農学部 講師	経済
駒林 良則	立命館大学法学部 特任教授	法律
齊藤 美絵	不動産鑑定士	土地問題
里深 好文	立命館大学理工学部 教授	防災
塩見 康博	立命館大学理工学部 教授	交通問題
白杉 滋朗	公益社団法人滋賀県手をつなぐ育成会 副理事長	社会福祉
杉田 英子	J Aしが女性協議会 副会長	農業
長島 啓子	京都府立大学大学院生命環境科学研究科 教授	林業
和田 桂子	一般社団法人近畿建設協会 顧問 / 京都大学防災研究所 特任教授	水問題

審議会次第

1 開会

2 滋賀県国土利用計画審議会会長の選出について

3 議事

(1) 議第51号 滋賀県土地利用基本計画の変更について

(2) 報告事項

・林地開発許可等の状況について

・滋賀県国土利用計画(第五次)の進捗状況について

(3) その他

・滋賀県国土利用計画(第六次)の策定方針について

4 閉会

## 1 開会

挨拶（浅見総合企画部長）

委員紹介

## 2 滋賀県国土利用計画審議会会長の選出について

以下のとおり、会長の選出および会長代理の指名が行われた。

- ・会長 和田委員（一般社団法人近畿建設協会 顧問 / 京都大学防災研究所 特任教授）
- ・会長代理 里深委員（立命館大学理工学部 教授）

## 3 議事

### （1）議第 51 号 滋賀県土地利用基本計画の変更について

#### ○和田会長

今年度初めての審議会であり、新たに就任された委員も多いので、議事の説明に入る前に、当審議会の役割や国土利用計画などの制度について、事務局から説明をお願いします。

（参考資料 1～4 により事務局説明）

#### ○和田会長

それでは、議事の第 1 項、（1）「議第 51 号 滋賀県土地利用基本計画の変更について」に入らせていただきます。本日付で滋賀県知事から当審議会に諮問されております。これについて事務局からの説明を求めます。

（資料 1-1～1-2 により事務局説明）

#### ○和田会長

ありがとうございました。それでは、委員の方々からのご意見、ご質問等を賜りたいと思います。ご意見、ご質問等ございますか。

#### ○石河委員

商工会連合会の石河でございます。この審議会は初めてですので、非常に申し訳ないですが、基本的なことを聞かせていただきたいと思います。

先ほど、土地利用基本計画の性格を話していただき、いろんな法に基づく計画の上位計画であると、ところが各個別の案件については、すでに林地開発のように許可がされているということも説明いただきました。

でもやっぱり何か、まだよく分からないことがございまして。果たしてそれで上位計画と言えるのだろうか、この土地利用基本計画の性格というものが、まだもうちょっとよく分からない、納得ができない部分があります。すでに林地開発許可されたというのは分かるのですが、それがされているので、この計画を変えますということですが、それで果たして上位計画と言えるのだろうかという疑問がありまして。そのあたり、申し訳ないですけど、もう一度、お話しいただければありがたいです。

#### ○事務局

当県の審議会でも同様にご意見をいただいているところでございまして、各都道府県から国に対しても同様に意見が出ているところでございます。

それを受けて、国が示したものといたしましては、総合調整の機能に支障を来さない範囲内で、一定の事項に関しては書面による議決や、会長の専決によるものとする事も許されるというような運用例でございまして、制度上、根本で解決するものではないという認識なのかと存じます。

上位計画ではございますが、各個別法の後に法律が制定されたというような背景もございまして、各個別法の許可等状況ですね、積み上げつつも、上位計画として変更を先にする。乖離がある状況ではございますが、運用は仕方ないのかと考えているところでございます。

#### ○石河委員

ありがとうございます。また勉強させていただきます。もう1点、お願いですが、この審議会に行くにあたって、事前にどういう議論をされているのかなと思い、県のホームページを見ました。議事録は載せていただいているのですが、資料は載せられていないので、その議事録の議論がどういうことか、もうひとつよく分からなかったもので、もし可能であれば今後、審議会の議事録と合わせて資料も載せていただけるようにすると、分かりやすいのではないかと思いますので、ご検討よろしく申し上げます。

#### ○事務局

承知いたしました。ホームページに分かりやすく掲載させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

#### ○大橋委員

大橋と申します。一般論ですが、近年、非常に集中豪雨が多くなってきて、2、3年前でしたかね、高時川の氾濫があり、いまだに水の汚れというのが取れていないです。

案件番号1番から7番の中で非常に気になるのは、太陽光発電を設置する。利用としてはいいと思いますが、森林の役割の中には、水をためていく、浄化する、そういった機能があるのですが、どうしても私たちは、そういうのは後回しに許してってしまう。

減少する森林面積がかなりの面積になりますけれども、川の方に一遍に水が流れたりするときに災害等も起こるし、琵琶湖の水を大切にしていくというような発想からも考えると、果たして太陽光発電や駐車場等を、どんどん認めていくというのは、素人的なものですが、疑問を感じます。

例えば水質調査というか、なにかデータで、大丈夫ですよというようなことがあれば安心できるのですが、そのへんのことがちょっと心配です。

#### ○事務局

林地開発の許可を審議する場合、災害防止、水害の防止、水源涵養の確保、環境の保全、大きく四つの項目がございまして、その基準を満たせば開発許可をしなければならないこととなっているのですが、審議の過程でそういった部分は一定、クリアしているかと解しています。

#### ○大橋委員

十分、そういうことは審議されている上でということで、安心していいわけですかね。ありがとうございます。

#### ○和田会長

補足ですけれども、農地や森林や都市開発等に関してさまざまな委員会がございまして。われわれ委員の協議が、この土地利用基本計画や、国土利用計画という、県の基本計画につながり、その内容の方向性、方針に基づいて、各委員会が詳細に、いまおっしゃったような自然の環境をどのように保全するかということ等、十分審議され、それが、本審議会の中の土地利用の転換で上がってきている内容であるということをご理解いただければと思います。

#### ○有村委員

森林や農地という、地主や管理者がこれからも減ってきますので、そういう点では、開発とともに転用されていくことは理解しております。

一度、開発、転用がなされると、それがもう一度、森林に戻るためには大変労力もかかりますし、そういうことは、おそろくないだろうと思います。

熱海の不法投棄があったときにも、各自治体や県においても、いろんな意見が出されていたと思いますが、適切な管理を今後ともになされるのが、後世に向けては大事ですので、その部分を常に考え置くことがよいなと、感じております。

#### ○事務局

有村委員、ありがとうございます。県計画の改定にも関わってくる部分かと思っております。

で、改定の際にはまたご知見をご教授いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○和田会長

ありがとうございました。委員の方々からいろいろなご意見をいただきましたが、ほかになければ、これで審議を終わらせていただきたいと思います。

それではお諮りいたします。「議第 51 号 滋賀県土地利用基本計画の変更について」につきましては、適当と認める旨を答申することとしてよろしいでしょうか。

<各委員異議なし。>

○和田会長

異議なしということで。それでは「滋賀県土地利用基本計画の変更について」の諮問につきましては、原案を適当と認める旨を知事に答申いたします。なお、答申の文案につきましては、私に一任いただきたいと思います。

(2) 報告事項

・林地開発許可等の状況について

○和田会長

「林地開発許可等の状況について」、事務局からの説明を求めます。

(資料 2 により事務局説明)

○和田会長

ありがとうございました。ただいまの事務局からの説明につきまして、委員の皆さま方、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

○長島委員

林地開発をするとき、例えば工業団地、分譲宅地などをする際に、「森林としての利用との調整を図りながら」と書いてありますが、これは、例えば開発するときになるべく緑地を残すとか、その中にある程度の緑を設計するような項目はありますか。

○事務局

林地開発の許可をする際に、すべての案件ではないが、残地森林、一部森林を残しておかなければならないとしていますので、配慮される所はございます。

○長島委員

今回は、そういう部分も含めて、一応許可が出ているということによろしかったですか。

○事務局

そうです。

○齊藤委員

例えば案件番号1、2ですけれども、市街化区域内で、本来でしたらすべきであったのが、開発用地が残されていないから市街化調整区域にせざるを得ないという状況であるという理解でよろしいでしょうか。

○事務局

この林地開発に関しましては、あくまで個人、民間の方が事業を行うに当たって、ここの土地の開発を行いたいというものでございますので、そういったものではないです。

○里深委員

森林を開発するときに、調整池を設けなければいけない。そのルールは以前からありますが、河川災害の将来的な降雨量は増加しています。河川計画において、近い将来、おそらく数十年たたないぐらいで、西日本方面で、降水量が1.1倍になり、洪水ピーク流量は2割増えていくとされています。森林開発における調整池の容量も気候変動を見込み、合わせて増大させていくべきではないかということ、関係の部局へ情報をぜひお伝えいただけたらと思います。

○和田会長

ありがとうございます。国土の甚大な災害、気候変動に対してのご意見だったと思います。各部局で詳細な委員会も開かれると思いますので、本審議会でこういった意見が出てきたということについて、関係部局への周知をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○事務局

貴重なご意見共有させていただきます。また、本日も森林政策課に出席いただいておりますので、後ほどその点についてもお話をいたします。ありがとうございます。

○齊藤委員

事後的な検証方法というのは確立されていますか。事前に議論を交わして、問題がないかその是非を問うというのはもちろん、事後的に、例えば環境面であったりとか、災害リスク

面であったりとか、土地利用の形態の是非等を、開発後、稼働して5年、10年経過してこれは大丈夫であったかという検討をする手法等、ありますか。

○事務局

申し訳ありません、長期間経過後の検証方法は把握しておりません。

○齊藤委員

分かりました。直後だと問題は発生しなくても、先ほどご意見あったように気候面等リスクは、現時点から当然変わっていくわけで、ある程度の期間を置いた検証というのでも検討していただければと思います。個人的な意見です。

○事務局

齊藤委員、ありがとうございます。石河委員のご質問もですが、お二方がおっしゃられましたとおり、自然な疑問があろうかと思えます。国土利用計画法第10条では、「土地利用基本計画に即して適性かつ合理的な土地利用が図られるよう、関係行政機関の長及び関係地方公共団体は、この法律に定めるものを除くほか、別に法律で定めるところにより、公害の防止、自然環境および農林地の保全、歴史的風土の保存、地産、治水等に配慮しつつ、土地利用の規制に関する措置その他の措置を講ずるものとする」とあり、結局、開発等に関しましては「個別規制法」等にその権限を委ねており、先ほど来、出ています「農地法」、「森林法」、「河川法」等、強い許認可の権限を持っている法律がございます。

一方で、この国土利用計画法は、説明は上位法令とされますが、実際は強い権限を持った個別規制法の後からできた法律でございますので、許認可権限を持つ法の結果を根底からひっくり返すような、判断、決断ができない。判断は個別規制法に委ねているような状況がございます。

ただ、個別規制法では農地なら農地、森林なら森林という、その地目に限定した判断しかできないため、皆さま方の大所高所からのご意見等から、それぞれの法律と地域性を見つつ、全体を補強していこうという理念の計画でもございます。

また、例えば、熱海の土砂災害につきましては、それぞれの個別法令をもってしても防げなかった災害ということで、個別法間の隙間を埋めるがごとく、新しい法律を整備していかれたようなところでございます。

その隙間を国土利用計画法でなにか許認可するというものではございませんが、各個別法では正しい判断をされているとおもいますので、検証までとはいきませんが、私どもは全体を見通す視野を持ち続け、その状況を見続けていきたいというふうに思っています。

○和田会長

ここの審議会というのは、大局からのご判断になりますので、非常にもどかしいようなと

ころもあるかもしれません。各個別法につないでいく、大きな機関というふうにお考えいただければと思います。

林地開発許可等の状況についてその他ご意見はございませんでしょうか。

<各委員意見なし。>

・滋賀県国土利用計画（第五次）の進捗状況について

○和田会長

続いて、「滋賀県国土利用計画（第五次）の進捗状況について」、事務局から説明を求めます。

（資料3-1～3-2により事務局説明）

○和田会長

ただいまの事務局からのご説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますか。

○塩見委員

目標値と現状の値の乖離について、下位計画を決定する機関に対してどういうふうにごフィードバックして、そこの下位計画を審議する審査体はどういうふうにご解釈しているのか。この国土利用計画の審議会がある意義は、そこだと思っておりますが、そこについてどのようにお考えなのか伺いたいのと、資料3-1の2ページ目のグラフは、変化がものすごく分かりにくい表現方法になっていると思います。特に立体にしているが故になおさら変化が分かりにくいので、もう少し、全体を見直していただいた方が、変化が分かりやすいと思います。

また、森林はどのような理由で増えているのでしょうか。

○事務局

フィードバックに関しまして、この審議会の議事録等を共有しているところではあります。各数値に関しましては、個別法の担当部局もそれぞれしっかりと把握されていますので、それを認識した上で改善や、計画の検討等されている状況です。

資料につきましては、もう少し分かりやすく、見やすくしていければと思います。

森林地域に関しましては、昨年からは増加しています。面積を把握している機関によると、単純に数値の再精査によるもので、実際に森林が増えているわけではないということがございます。

○塩見委員

達成できない値が、もともと目標値と設置されているものもありますが、それに対して、各下位計画を取り扱うところに対してどういうふうを考えているか等、ある程度アクションを起こさないと、まったく効力のない数値になっていると思うので、インタラクションの在り方はもう少し考えていただいた方がよいかと思います。

○和田会長

私からも。達成、減少しているというコメントをいただきましたが、それはこちらの課のコメントでしょうか。各課から上がってきたコメントでしょうか。

○事務局

こちらで確認したコメントでございます。

○和田会長

指標を作り、評価をするというのは、非常によいことだと思いますが、19番の水質などは、たったわずかな数値でも5%以上の変動になるため、評価の見方を変えた方がいいかと、申し上げているところです。

数値の変動だけではなく、どのように達成していくか、全体でどのようにして県土を守っていくか等を、個々の部局とコミュニケーションを取りながら、詰めていただければと思います。

○長島委員

各指標の達成の有無は出ていますが、指標の数値の増減と面積への影響や因果関係、どのようにすれば目標に還元できるか等、関連性が分からないのですが、教えていただけますでしょうか。

○事務局

全ての関連性をいまずぐの説明は難しいですが、資料が見つらいところに加え、ご意見いただいた関連性等について、もう少し分かりやすくなるような資料で、次回ご報告させていただきますことでよろしいでしょうか。

○和田会長

長島委員、いかがでしょう。おそらく、第四次計画当時、三つの基本方針を資料中のア、イ、ウとし、基本方針に沿った指標とそれぞれの目標を、決められたものだと思います。事務局もいまのご意見等を踏まえ、ご検討をいただくということでもよろしいでしょうか。

○事務局

検討し、改善を図ってまいります。

○長島委員

次回でも、何らかの関連性を示していただいた方がよいかと思いますので、よろしくお願ひします。

(3) その他

・滋賀県国土利用計画（第六次）の策定方針について

○和田会長

それでは続いて、「滋賀県国土利用計画（第六次）の策定方針について」、事務局からの説明を求めます。

(資料4により事務局説明)

○和田会長

説明がありましたように、令和7年秋ぐらいに本格的に第六次国土利用計画の議論になっていきますので、各分野ご専門の皆さまの、さまざまな意見で審議することになるかと思ひます。

いま、策定しない理由として、滋賀県の方では、例えば、災害に対しての対策や、流域治水関連が全国に先駆けて非常に進んでいること。また、農地につきましても、国の動向を見ながら決めていくというご説明がございました。

ただいまの事務局からの説明につきまして、委員の皆さまから何かご意見、ご質問等ございますか。今後、第五次の進捗状況の評価をして、その上で第六次の策定を進めていければと考えております。意見が特にないようでしたら審議をこれで終わらせていただきたいと思います。

<各委員意見なし。>

以上をもちまして、本日予定されておりました議事は全て終了いたしました。円滑な議事運営にご協力いただき、ありがとうございました。それでは進行を事務局にお返しいたします。

4 閉会

挨拶（植村県民活動生活課長）

○事務局

これをもちまして、第78回滋賀県国土利用計画審議会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。